

第7回植物防疫検討会 議事概要

日時： 令和8年3月3日(火)10:00～11:50

場所： 農林水産省消費・安全局第1会議室

出席者：【委員】大藤委員(座長)、天野委員、有江委員(事前に書面で質疑応答を行った。)、大島委員、君島委員、杉山委員

【専門委員】大木専門委員、岡田専門委員、小枝専門委員(事前に書面で質疑応答を行った。)、真田専門委員、佐野専門委員、藤川専門委員、宮田専門委員

【事務局(農林水産省)】

消費・安全局 植物防疫課

小宮課長、春日井防疫対策室長、二階堂国際室長 他
横浜植物防疫所

久井統括調査官、高橋統括調査官 他

【傍聴(Web)】約 100 名

議題：1. 侵入警戒有害動植物(トマトキバガ)の見直し

2. 輸入検疫措置対象の見直し

・検疫有害動植物への新規追加

・既存の検疫有害動植物が寄主又は宿主とする植物及び発生地域の追加・削除等

・非検疫有害動植物の指定

3. 検疫有害動植物の病害虫リスク分析の結果報告

(ハムシ科、ゾウムシ科、ウイルス(*Alphanucleorhabdovirus* 属 *Curtovirus* 属)、
ファイトプラズマ、線虫(*Nacobbus* 属、*Xiphinema* 属))

農林水産省消費・安全局植物防疫課小宮課長から冒頭あいさつの後、事務局から議題1から議題3について資料に沿って説明。

各専門委員及び委員からの発言要旨は以下のとおり。

議題1. 侵入警戒有害動植物(トマトキバガ)の見直し

【議題1. 質疑応答】

(真田専門委員)

- 生産者が実施する防除で基本的に防除可能と考える。
- また、農研機構から防除マニュアルが発出されており、侵入警戒有害動植物からの除外は適当と考える。

(君島委員)

- 侵入警戒有害動植物の要件を満たさないため、今回の提案は妥当と考える。

- 資料4ページについて、令和4年から令和6年にかけて誘殺範囲が急速に広まっているが要因は何と考えるか。

(事務局)

- 研究の中で海外からの飛来の可能性が示唆されているが、国内で増殖し分散した可能性がある。
- いずれにしても、急速に誘殺範囲が拡大した要因は特定できていない。

(天野委員)

- 資料6ページについて、国内での誘殺範囲の拡大に伴い、被害額が増加しているのではないか。
- 侵入警戒有害動植物から除外した後に、国の予算で調査を実施することはあるのか。指定有害動植物に指定すれば、国から支援が受けられるのではないか。

(事務局)

- 年を追うごとに右肩上がりでは上昇している訳ではなく、生産者の防除で抑え込んでいるものと考えている。
- いずれにしても、今後も状況は注視していく必要はある。
- 県が独自に調査を実施することもあると聞いている。
- アンケート調査を踏まえると、大半は懸念していないが、いくつかの県では本虫による被害を懸念している。
- 指定有害動植物への指定については、今後の状況を見て検討したい。

(杉山委員)

- 侵入警戒有害動植物の除外は賛成。
- 資料7ページのとおり、農薬登録は進んでいると聞いているが、引き続き防除体系の確立と普及の支援をお願いしたい。

(事務局)

- 農研機構の防除マニュアルも完成しているので、こちらを活用する等により、防除対策の普及を進めてまいりたい。

【議題1. まとめ】

(大藤座長)

各委員から意見があったところであるが、方針を変える意見は無かったところ。本検討会の結果を踏まえて、原案の方向で進めていただきたい。

議題2. 輸入検疫措置対象の見直し

【議題2. 質疑応答】

(藤川専門委員)

- 本議題の見直しの内容は妥当であるとする。

- 資料 32 ページの *Potato spindle tuber viroid* の対象地域にカナダを追加する見直しについて、日本で実施した輸入検査での発見事例が反映されており適切だと考える。
- 資料 29 ページの *Acidovorax citrulli* の対象植物に、シトルルス・アマルスの生植物(果実を除き、種子を含む。)であって栽培の用に供するものを追加することだが、台木や接ぎ木を含む見直しとの認識で良いか。

(事務局)

- 然り。台木や接ぎ木を含む苗について対象植物に追加することとしている。

(岡田専門委員)

- 本議題の線虫関連の見直しの内容は妥当であると考え
- 資料 27 ページの *Meloidogyne enterolobii* の対象植物の追加等について、植物名が学名読み下しのものについては、科名などを併記した方がよい。

(大藤座長)

- パブリックコメントの資料には植物名について、科名の併記可能か。

(事務局)

- 省令に科名を追加することはできないが、御指摘を踏まえ、パブリックコメントの資料については科名を追加するなど、分かりやすい記載内容とすることを検討する。

(大島委員)

- 資料 29 ページの *Acidovorax citrulli* の植物検疫措置には、栽培地検査又は精密検定とあり、資料 30 ページの *Xylella fastidiosa* の植物検疫措置には、精密検定のみの記載となっている。*Xylella fastidiosa* の培養性状を踏まえ、栽培地検査を要求していないのか。

(事務局)

- 輸出国における栽培期間中に植物に症状が生じるものについては、栽培地検査を要求しており、症状が生じないものについては、精密検定を要求している。また、精密検定を実施することが困難な種子については、親植物の栽培地検査を要求する場合もある。

(君島委員)

- 官報公示から施行まで6ヶ月間の移行期間を設けているが、その間の水際対策は植物防疫所の輸入検査で対応するのか。

(事務局)

- 植物防疫所の輸入検査で対応する場合もあれば、WTO/SPS 緊急通報により輸出国に対する植物検疫措置を要求している場合もある。

(杉山委員)

- 資料 19 ページのミカンコミバエ種群や資料 20 ページのウリミバエについては、侵入警戒調査の対象であり、誘殺が確認された地域で国や県による防除が行われていると認

識しているが、長崎県におけるミカンコミバエ種群の誘殺事例や沖縄県におけるセグロウリミバエの緊急防除の実施もあり、産地の懸念が高まっている。今後も侵入調査・誘殺という形での防除でよろしいか。引き続き農薬登録等産地での防除体制の構築を進めていただきたい。

(事務局)

- ミカンコミバエ種群に対しては誘引剤効果が高いメチルオイゲノール剤が農薬登録されており、防除に当たっては殺虫剤と混合してテックス板に浸み込ませて使用している。セグロウリミバエに対しては、誘引剤としてキュウルアが使用されている。その他にベイト剤もミカンコミバエ種群とセグロウリミバエに対して使用している。沖縄県のセグロウリミバエの防除では不妊虫放飼も実施している。
- ミバエ類の防除にあたり、ドローンによる散布が可能な農薬は登録されていないため、今後、検討していく。

【議題2. まとめ】

(大藤座長)

各委員からは提案のあった方針に影響する意見は無かった。
本検討会の結果を踏まえ、原案の方向で進めていただきたい。

議題3. 検疫有害動植物の病害虫リスク分析の結果報告

【議題3. 事務局からの補足説明】

- 有江委員から、本議題について御意見があり、以下のとおり回答していることを紹介。
「資料 28 ページの Beet curly top virus (BCTV) のリスク評価について、経済的重要性の評価が、直接的影響と間接的影響の和で5点となっている。この点数は平均値なのか。」
(回答)
「経済的重要性の間接的影響(輸出への影響等)は、直接的影響(影響を受ける作物の額、枯死するか否か等の被害の様式)を補完する要素として位置付けており、一方の影響が低いからといって、経済的重要性の影響が低くなるわけではなく、平均ではなく足し合わせることで評価を実施している。」
- 小枝専門委員から、本議題について御意見は無い旨を紹介。

【議題3. 専門委員からの御意見】

(大木専門委員)

- 資料 30 ページからの Potato yellow dwarf virus (PYDV) について、ベクターの特異性の違いにより2つの系統が存在し、現在はそれぞれ別種と整理されているが、本ウイルスの PRA 報告書においては、広義の PYDV としてリスク評価を実施している。既知のベクターが日本国内に存在せず、今回提案のあったリスク管理措置は妥当。
- (佐野専門委員)

- 資料9ページから 14 ページまでのハムシ科3種は、幼虫は塊茎を加害し、成虫は地上部を加害する害虫。微小であり、侵入リスクがあることを踏まえると、提案のあったリスク管理措置は妥当。
- 資料 15 ページからのゾウムシ科の *Otiorhynchus cribricollis* について、ハムシ科と同様に微小であることから侵入リスクはあるが、具体的な経済被害の情報はなく、分散リスクも小さいことを踏まえると、リスク評価結果及び提案のあったリスク管理措置は妥当。

(宮田専門委員)

- 資料 23 ページからの '*Candidatus Phytoplasma trifolii*' のリスク評価結果等は、令和6年に開催された第4回植物防疫検討会にて一度諮られたものであるが、その際に意見した点は反映されており、提案のあったリスク管理措置は妥当。
- 資料 19 ページからの '*Candidatus Phytoplasma americanum*' と '*Ca. Phytoplasma trifolii*' については、いずれも既知のベクターが日本国内に存在しないことを明記しているが、PRA 報告書の記載方法が若干異なっている。読み比べた者が混乱しないよう統一した方が適切。

【議題3. 質疑応答】

(藤川専門委員)

- '*Ca. Phytoplasma americanum*' と '*Ca. Phytoplasma trifolii*' のリスク管理措置として精密検定が提案されている。それぞれの宿主植物の中には共通しているものもあるが、両種を識別可能な検定方法があるのか。

(事務局)

- *Phytoplasma* 属のユニバーサルプライマーで検出した後、種の同定を行うためにシーケンス解析を行うことでどちらの種であるか識別可能。

(藤川専門委員)

- '*Ca. Phytoplasma americanum*' は宿主植物がバレイショであることからリスク評価の点数が高くなっていると理解した。'*Ca. Phytoplasma trifolii*' はナス科が宿主植物であり、近隣国からの輸入検査実績もあることから、今後、簡易な検査法を確立していただくと良い。

(大島委員)

- ファイトプラズマは、ベクターが不明のものも多く、日本に存在するものがベクターになる可能性は否定できないことから、提案のあったリスク管理措置は重要。
- ファイトプラズマは、塊茎に存在し、伝搬する。消費用途で輸入されても栽培目的で利用された結果経路となる可能性はある。
- メキシコの事例ではあるが、'*Ca. Phytoplasma trifolii*' が種子伝搬することを報告する内容の論文が出るとの情報を得ている。ファイトプラズマが種子伝搬することを示唆する報告は増えているため、注視いただきたい。

(事務局)

- 新しい情報入手次第、随時検討する。

(君島委員)

- 資料 30 ページからの Potato yellow dwarf virus について、ベクターのヨコバイに特異性が存在するとあるが、それはどのようなヨコバイであり、どのような特異性があるのか具体的な情報を記載いただきたい。
- 資料9ページから 14 ページまでのハムシ科3種及び資料 15 ページからのゾウムシ科の *Otiorhynchus cribricollis* については、輸入検査の現場で植物防疫官が識別できるような資料の準備をお願いしたい。

(事務局)

- ベクターに関する記載内容については、今後検討。
- 輸入検査現場で適切に対応できるよう、マニュアル等を作成してきている。今般のハムシ科3種とゾウムシ科も現場で適切に対応できるよう進める。

【議題3 まとめ】

(大藤座長)

各委員からは提案のあった方針に影響する意見は無かった。

本検討会の結果を踏まえ、細かい点は適宜 PRA 報告書に反映しつつ、原則原案の方向で進めていただきたい。

以上